



令和 3 年 第 1 2 回 総 会
会 議 録

期 日 令和 3 年 1 2 月 2 7 日

場 所 枕 崎 市 妙 見 セ ン タ ー

枕 崎 市 農 業 委 員 会

令和3年第12回枕崎市農業委員会総会

会期・議事日程及び会議日程

1. 会 期 1日 令和3年12月27日（月）

2. 議事日程

日程番号	議案番号	件 名
1		会期について
2	55	農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について
3	56	農地法第3条許可申請について
4	57	農地法第5条許可申請について
5	58	農用地利用集積計画の調整について

3. 会議日程

月 日	時 間	内 容
12月27日	午前9時30分	1. 開 会
		2. 会議録署名委員の指名
		3. 開 議
		4. 会期について 日程第1号
		5. 議案上程 日程第2号～日程第5号
		6. 提案理由の説明, 質疑
		7. 討論, 表決
		8. 閉 会
		9. 全員協議会

本日の出席委員は次のとおり

役職名	議席番号	委員氏名	委員・推進委員別
会長	1番	天達範隆	農業委員
	2番	原田克子	農業委員
	3番	水野正子	農業委員
	4番	篠原正	農業委員
	5番	今給黎龍浪	農業委員
	6番	白澤千恵子	農業委員
	7番	眞茅文男	農業委員
	8番	依積田広昭	農業委員
会長代理	10番	畑野真人	農業委員
	11番	中原敬彦	農地利用最適化推進委員
	12番	依積田正康	農地利用最適化推進委員
	13番	有村貞雄	農地利用最適化推進委員
	14番	桑原和英	農地利用最適化推進委員

本日の欠席委員は次のとおり

9番 楠義文 農業委員

本日の書記は次のとおり

局長兼農業振興係長 駒水孝広
主幹兼農地係長 永江靖博
農地係参事補 前原光博

午前 9 時 30 分 開会

議長 開会前にお知らせします。

9 番楠委員から、本日は欠席するとの連絡がありましたので、ご承知おきください。

令和 3 年第 1 2 回農業委員会総会を本日招集しましたところ、出席委員 13 名で定足数に達しておりますので、ただいまから開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりですので、ご了承願います。

ここで、本総会の会議録署名委員を指名いたします。

10 番畑野委員、11 番中原委員をお願いいたします。

日程第 1 号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日 1 日限りとしてはと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日 1 日限りと決定いたしました。

次に、日程第 2 号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第 2 号議案第 55 号 農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について説明いたします。

大字、字、地番等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号 144 号から 279 号まで、利用権設定を受けた者 ○○○○さんほか 48 名、利用権設定をした者 ○○○○さんほか 103 名です。

今回の合意解約農地は畑が 340 筆 479, 517 m²です。

このうち整理番号 152 号以降の 322 筆 451, 469 m²は中間管理事業へ移行するものです。

以上は農地法第 18 条第 6 項の規定により申し出がありましたので審議をお願いいたします。

以上です。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第 2 号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について、整理番号 144 号から 279 号までの 136 件については、説明のとおり同意することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第55号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第3号農地法第3条許可申請についてを議題といたします。

まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は3件で所有権の移転に関する申請が2件、営農型発電設備及びその下部で行う営農における区分地上権の設定に関する申請が1件です。

(整理番号18号及び19号)

整理番号18及び19号は、譲受人が同一であり、関連がありますので、一括して、ご説明申し上げます。

整理番号18号の申請地は、白沢東町〇〇番，畑，1，600㎡です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん，無職，75歳，大阪府にお住まいです。

整理番号19号の申請地は、白沢東町〇〇番，畑，240㎡，〇〇番，畑，1154㎡合計1，394㎡です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん，無職，77歳，大阪府にお住まいです。

これらの譲受人は、〇〇〇〇さん，農業，46歳，白沢東町にお住まいです。

譲渡事由は、相手方の要望，譲受人の農地拡大ということでもあります。

整理番号18及び19号については調査書にあるとおり，農地法第3条第2項各号には該当しないため，許可要件のすべてを満たすと考えます。

申請地については17・18ページに掲載してあります。

申請地は，集落内にあり，東白沢公民館より南東側約〇〇mに位置します。

整理番号18号及び19号においては，いずれも，機械，労働力，技術，地域との関係などをみても問題ないこと，農業委員会が定める別段の面積も超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

(整理番号20号)

整理番号20号の申請地は，小塚町〇〇番，畑，1，371㎡です。

貸人(土地所有者)は，〇〇〇〇さん，農業，79歳，小塚町にお住まいです。

借人(設置者)は，〇〇〇〇さん，太陽光発電売電事業及び建設業，鹿児島市に本店があります。

貸借事由は，営農型発電施設下部農地の空中利用権である区分地上権の設定です。期間は10年間の申請です。

また，畑地の営農については，認定農家である〇〇〇〇が茶を栽培しております。

整理番号20号については調査書にあるとおり，農地法第3条の貸人等権利者(土地所有者)への同意はなされております。

また，今後の適切な営農が継続できているか，現地確認と1年ごとの実績報告の提出を求めています。

申請地は，集落内にあり，小塚公民館より南側約〇〇mに位置します。

整理番号20号の申請地は21ページに掲載してあります。

なお、3条による「区分地上権」の許可は、第5条第1項の許可と同時に行うこととなっていますので、整理番号20号においては、日程番号4号議案番号57号整理番号38号の農地法第5条一時転用申請が許可の場合に許可となります。

以上で説明を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

整理番号18号及び19号について、白澤委員をお願いします。

6番（白澤委員） 整理番号18号及び19号について、関連がありますので、一括して、報告いたします。

12月15日に譲受人の立ち会いのもと現地確認を行いました。

位置関係は事務局のとおりです。

整理番号18号の申請地〇〇番は、北側は耕うんされた畑、西側はソラマメが栽培され、東側は道、南側は整理番号19号の畑である。

整理番号19号の申請地〇〇番は、北側は原野、東側は宅地、南側は山林、西側は道です。

申請地〇〇番は、北側は整理番号18号の畑、西側は宅地、東側及び南側は道です。

現在、すべて、耕作準備中の畑となっている。

譲受人が3年前から甘しょ畑として利用しており、取得後も、畑として、現在同様の営農を行う計画で、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率のかつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、問題のない申請ではないかと思われま。

以上です。

議長 次に、整理番号20号について、眞茅委員をお願いします。

7番（眞茅委員） 整理番号20号について報告いたします。

申請地は、事務局の説明の通りです。

現況としましては、耕作中の茶畑で、東側は農道、西側は牛舎、南側は茶の抜根後の状態でした。

北側はキャベツが作付けされております。

申請事由は、営農型発電と言う事で、地権者・今回の借人・営農者の3名の関係がありました。

現在、地権者と営農者の間に利用権が設定されており、その上で地上権を新たに貸し出すという事案です。

12月11日 営農者の〇〇〇〇さん宅・土地所有者の〇〇〇〇さん宅を訪問し、農水省のチェックリストを基に聞き取り調査を行いました。

双方同意の上で事業権を新たに貸し出すことを確認しました。

又、周辺の耕作者との同意書・被害防除計画も添付されており問題のない申請ではないかと思います。

しかし、今後の問題点として、業績報告、そして今回の許可期間が10年間と長期のために、営農者が高齢、また、採算性の悪い品種で耕作放棄、不適切な営農の

可能性がある為に、随時確認をし、現況や報告書等に不備のある場合は、一時転用許可の取り消しを実行することを事業者に対して再び再確認をする事をお願いしたい。

以上、報告を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第3号農地法第3条許可申請の整理番号18号及び19号については、許可することに御異議ありませんか。

並びに、整理番号20号については、日程4号議案第57号の一時転用許可ののち、許可することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第56号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第4号農地法第5条許可申請についてを議題といたします。

まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第5条の許可申請は4件で、所有権の移転に関する申請が3件、一時転用による地上権の設定が1件です。

[整理番号35号]

整理番号35号の申請地は中央町〇〇番、畑、493㎡です。

譲受人は〇〇〇〇さん、看護師です。

譲渡人は〇〇〇〇さん、無職です。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は、「現在、借家住まいのため、申請地を取得して自宅を新築したい。」とのことです。

申請地は24・25ページに掲載してあります。

市学校給食センターより北西側〇〇mに位置します。

農地の区分は都市計画用途地域内農地で、第1種中高層住居専用地域の用途指定がされており第3種農地と判断します。

転用目的は一般住宅で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は493㎡で問題のないものと思われま。

一般住宅への転用にあたり、境界にはブロック積みを施します。

建物は、高さ5.0mの平屋であり、境界から4m以上控えて建築します。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であります。

[整理番号36号]

整理番号36号の申請地は立神北町〇〇番、畑、278㎡です。

譲受人は〇〇〇〇さん、会社員です。

譲渡人は〇〇〇〇さん、無職です。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は、「現在、借家住まいのため、自己の自宅を建築したい。」とのことです。

申請地は 27・28 ページに掲載してあります。

枕崎南海自動車学校より北側〇〇mに位置します。

農地の区分は都市計画用途地域内農地で、第1種中高層住居専用地域の用途指定がされており第3種農地と判断します。

転用目的は一般住宅で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は 278 m²で問題のないものと思われます。

一般住宅への転用にあたり、15cm ほど盛土をおこないますが、境界にはブロック積みを施してあります。

建物は、高さ 4.6mの平屋であり、境界から 9m以上控えて建築します。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であります。

[整理番号 37号]

整理番号 37号の申請地は平田町〇〇番、畑、245 m²です。

譲受人は〇〇〇〇さん、会社員です。

譲渡人は〇〇〇〇さん、会社員です。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は、「現在、借家住まいのため、申請地に住宅を建築したい。」とのことです。

申請地は 30・31 ページに掲載してあります。

平田町・ジョイフル枕崎店より北東側〇〇mに位置します。

農地の区分は都市計画用途地域内農地で、第1種低層住居専用地域の用途指定がされており第3種農地と判断します。

転用目的は一般住宅で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は 245 m²で問題のないものと思われます。

一般住宅への転用にあたり、西側は一部低いため、盛土をおこないますが、その他は現状のまま、整地のみです。

境界には西側に 5 段、その他は 2 段のブロック積みをおこないます。

建物は、高さ 5.8mの平屋であり、境界から 1.3m以上控えて建築します。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であります。

[整理番号 38号]

整理番号 38号の申請地は小塚町〇〇番、畑、1, 371 m²内 0.43 m²です。

借人は設置者である〇〇〇〇さん、太陽光発電売電事業及び建設業です。

貸人は土地所有者で〇〇〇〇さん、農業者です。

支柱部分の地上権の設定です。

申請地に、賃借による、建築物が所有できる権利です。

設置者が、農地に支柱を立てて、営農を継続させながら、その上空に太陽光パネルを設置する営農型発電施設を整備します。

転用目的は営農型太陽光発電施設を設置する支柱部分です。

転用期間は10年間です。

申請事由は、「申請地に、発電しながらその下で茶の栽培がおこなえる営農型太陽光発電施設を設置し、農地の有効活用に取り組むため。」とのことです。

申請地は、21ページに掲載してあります。

小塚公民館より南側約〇〇mに位置します。

農地の区分は農用地区域内農地で、農用地利用計画指定用途に指定された畑であり、不許可例外の一時転用に該当します。

太陽光発電事業を始めるにあたり、代替地も検討しましたが、適地が見つからずにやむを得ず申請地を候補地として選定しております。

転用目的は、営農型太陽光発電施設で農地の区分と転用目的及び転用期間は問題ないものと考えます。

計画面積は太陽光パネル（254枚）49.5kwを設置する支柱部94本分0.43㎡であり、また、角パイプで撤去可能な簡易なものであり、問題のないものとわれます。

転用にあたり、支柱を設置しますが、16ある茶の畝のうち、二畝おきに支柱部分にあたる茶の列、5列を伐根します。

下部農作物の収量については、パネルの配置計画の遮光率が40%以内に抑えられており、地域の平均単収に比べて2割以上減少しないこととなっています。

試験データでは、茶は遮光率が50%以内であれば、生育に支障はないとされており、パネルの配置計画や、施設の構造から、市の生産実績の平均単収の8割は確保する見込みがあると判断しました。

支柱は高さが3.9m、幅が4.7mあり、支柱付近は支柱と茶樹の間を55cm空けて通路を確保するなど、防除機や乗用型摘菜機の通行が可能なことから農作業、農業機械の利用に支障はないと判断しました。

パネルと隣接する農地との間を6.5m控える計画です。

雨水については、下部の畑地へ地下浸透させます。

更に、越流が発生したものは、東側の道へ自然流下します。

周囲の土地にこれまでも、被害を及ぼしたこともなく、周辺農地へ支障を及ぼす恐れはないと判断しました。

申請地周辺について、農業振興上の施策について、本市農政課とも協議し、意見が提出されております。

また、許可にあたっては、下部農地への営農が行われない場合、設備を速やかに撤去し、農地として利用できるよう回復することを条件とします。

なお、経済産業省の発電設備認定通知書及び九州電力株式会社の系統連系承諾通知書の写しが提出されており、事業実施の確実性は確認されております。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であります。

以上で議案の説明を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

まず、整理番号35号から36号について、白澤委員をお願いします。

6番（白澤委員） 12月17日に俵積田広昭農業委員，眞茅農業委員，桑原推進委員，中原推進委員，事務局の前原さんと現地確認を行いました。

整理番号35号について報告いたします。

立会人は申請人代理の〇〇〇〇行政書士です。

転用目的は一般住宅です。

35号の申請地は，説明にありましたとおり，中央町に位置する農地で，現在，不耕作の畑です。

申請地の北側は道，東側は農地，南側は畑，西側は宅地です。

境界にはブロック積みをおこない，周辺農地への土砂雨水の流出を防止します。

建物は，平屋であり，境界から控えて建築し，日照通風等支障を及ぼしません。

雨水については，北側側溝へ放流します。

生活排水も北側の市道に埋設されている下水道管へ排水する計画です。

なお，既存の側溝では，排水が周囲に流れ出す恐れがあったため，十分な排水対策をおこなうことや，農地境界に，ブロック積みが施されていない部分があり，十分な土留め対策をおこなうよう指導したところです。

適切な防除計画書及び事業計画書も添付されており，やむを得ない申請ではないかと思われま

す。

続きまして，整理番号36号について報告いたします。

立会人は申請人代理の〇〇〇〇行政書士です。

転用目的は一般住宅です。

36号の申請地は，説明にありましたとおり，立神北町に位置する農地で，現在，不耕作の畑です。

申請地の北側及び東側は道，西側は宅地，南側は農地です。

境界にはブロック積みがあり，周辺農地への土砂雨水の流出を防止します。

建物は平屋であり，境界から控えて建築し日照通風等支障を及ぼしません。

雨水については，北側側溝へ放流により処理します。

生活排水も北側の市道に埋設されている下水道管へ排水する計画です。

被害防除策も示されており，やむを得ない申請ではないかと思われま

す。

議長 次に，整理番号37号から38号について，俵積田委員お願いします。

8番（俵積田広昭委員） 整理番号37号について報告いたします。

12月17日に白澤農業委員，桑原推進委員，事務局の前原さんと現地確認を行いました。

立会人は申請人代理の〇〇〇〇行政書士です。

転用目的は一般住宅です

37号の申請地は，説明にありましたとおり，平田町に位置する小集団の農地です。

申請地は，北側は宅地，西側及び南側は雑種地，東側は市道です。

境界には西側と南側はブロックを積み、周辺農地への土砂雨水の流出を防止します。

また、西側と南側に家庭菜園がありますが、境界には土留め対策を行うように指導したところです。

建物は平屋であり、雨水は東側側溝へ放流により処理する計画です。

生活排水は下水道で、東側の下水道管へ排水する計画です。

適切な防除計画書及び事業計画書も添付されており、やむを得ない申請ではないかと思われま

す。続きまして、整理番号38号について報告いたします。

こちら、12月17日に白澤農業委員、中原推進委員、事務局の前原さんと現地確認を行いました。

立会人は申請人の〇〇〇〇さん、営農者の〇〇〇〇さん、行政書士の〇〇〇〇さんです。

転用目的は発電しながらその下で茶の栽培がおこなえる営農型太陽光発電施設です。

38号の申請地は、説明にありましたとおり、別府小塚地区に位置する農用地区域にある農地で、現在、茶園となっています。

申請地は、西側は雑種地で、北側及び南側は畑、東側は道です。

設置後は、引き続き、営農者が茶を栽培します。

支柱を立てますが、茶が16列ある中、二畝おきに、支柱部分にあたる列を、5列を伐根します。

パネルは隣接する農地より控えて設置し、日照通風等支障を及ぼしません。

雨水については、設置前と同様に畑地へ地下浸透や東側の道へ自然流下します。周囲の土地にこれまでも、被害を及ぼしたこともなく、周辺農地へ支障を及ぼす恐れはないと判断しました。

また、設置について、隣接する農地の所有者への同意は得ているとのこと。被害防除計画も適正であり、周辺の農業等に及ぼす影響もなく、問題のない申請と思われま

す。以上報告をおわります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第4号農地法第5条許可申請の整理番号35号から38号については、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第57号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第5号農用地利用集積計画の調整についてを議題といたします。議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第5号議案第58号 農用地利用集積計画の調整について説明いたします。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号196号から319-2号の利用権設定を受ける者 ○○○○さん外119名、利用権設定をする者 ○○○○さん外173名で、設定面積は、畑が961筆1,087,817㎡、田が1筆522㎡、樹園地が77筆115,183㎡です。

このうち整理番号209号以降の985筆1,135,397㎡は中間管理事業の利用権設定です。

次に所有権移転です。

整理番号10号は経営規模拡大に伴う売買による所有権移転で、譲受人は別府西町の○○○○さん、譲渡人は大阪府在住 ○○○○さんで移転する面積は8筆で11,877㎡です。

以上の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第5号農用地利用集積計画の調整のうち、利用権設定の整理番号196号から319号の2まで、並びに所有権移転の整理番号10号については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第58号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

なお、議案第58号の決定した案件につきましては、市長に農用地利用集積計画を定めるよう要請してまいります。

以上をもちまして、本総会の議事の全ての審議を終了しましたので、閉会いたします。

午前 10時10分 閉会

枕崎市農業委員会 会長 天達 範隆

会議録署名委員 畑野 真人

会議録署名委員 中原 敬彦
